

発信元：株式会社サンガム IP (<https://www.sangamip.jp>)

インド知財情報メール：第 2024-5 号、2024 年 9 月 13 日発行
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、
インドの知的財産に関する情報をお届けします。
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

◆◆◇-----◆◆◇----TOPICS-----◆◆◇-----◆◆◇

【1】ニュースレター「2024-3 2024 年特許規則改正に基づく国内実施報告の実務の詳細」を発行

◆◆◇-----◆◆◇----TOPICS-----◆◆◇-----◆◆◇

【1】 2024 年特許規則改正により規則 131(2)の改正が行われました。規則 131(2)の性質上、同規則は様々に解釈されました。特に 2024 年特許規則改正の発効日（2024 年 3 月 15 日）前に付与された特許の場合、様式 27 の提出期限や提出期限の計算に関していくつかの疑問が生じました。インド特許庁は、2024 年 7 月 29 日に開催された関係者との公開会議と数回の審議を経て、2024 年 8 月 26 日に FAQ を公表し、改正後の規則 131(2)に基づく様式 27 の提出期限に関するガイダンスを提供しました。

本ニュースレターでは改正後の規則 131(2)および FAQ にもとづいて現在までに明らかになっている実務、明らかになっていない実務について解説いたします。

本ニュースレターは当社のホームページの「IP INFO」でご覧になれます。

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。

◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールに返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。

◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールに返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。